

～輝く未来へ幸せ家族～

いなみ子どもいきいきプラン2005

- 稲美町次世代育成支援行動計画 -

平成17年3月

稲 美 町

いなみ子どもいきいきプラン2005 目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本理念	2
5. 計画の基本目標	2
6. 計画の体系	3
7. 計画の策定体制	4

第2章 子どもと子育て家庭をとりまく環境の変化

1. 人口等の動向	6
(1) 人口の推移	6
(2) 自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -	8
(3) 社会動態 - 転入数と転出数の推移 -	8
(4) 婚姻・離婚件数の推移	9
(5) 未婚率の推移	9
(6) 世帯数の推移	10
2. 就労環境	11
(1) 産業構造の推移	11
(2) 女性の年齢階層別労働力率の推移	11
(3) 母親の就労状況	12
(4) 育児休業制度の活用状況	12
3. 育児サービス等の現状	13
(1) 保育サービス	13
(2) 幼稚園教育	15
(3) 学童保育	15
(4) 母子保健事業	16
(5) 子育て学習センター事業	17
(6) その他の子育て支援事業	18
4. アンケート調査結果からみた出産、子育ての阻害要因	19
5. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	20
(1) 子育てをする上での不安や悩み	20
(2) 子育てに関して必要な情報	21
(3) 充実を期待する子育て支援施策	22
(4) 子どもとの外出の際、困ること	23
6. アンケート調査結果からみた遊び場に関するニーズ	24

第3章	子どもがいきいきと健やかに育つまちづくり	
1.	子どもが基本的な生活習慣を身に付けるために	25
2.	子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために	28
3.	子どもが学校で楽しく学ぶために	32
4.	子どもたちが様々な活動や体験をするために	35
5.	子どもの人権を守るために	38
6.	障害児に対する支援充実のために	41
第4章	安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり	
1.	健康で安全な妊娠と出産のために	45
2.	育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために	48
3.	安心して子どもを預けられる場所を確保するために	51
4.	家族で協力して子育てをするために	53
5.	子育てに伴う経済的負担の軽減のために	55
第5章	地域全体で子育てを支えるまちづくり	
1.	地域の子育てネットワークを構築するために	57
2.	地域のいろいろな人との交流を促進するために	60
3.	子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために	62
4.	子連れでも外出しやすいまちにするために	65
5.	子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために	67
第6章	心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり	
1.	生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身に付けるために	69
2.	自ら心身の健康を維持・増進するために	72
3.	思春期の子と親が悩みを相談できる体制を整えるために	75
4.	社会の一員としての自覚と責任をもち、自立に向けた準備を進めるために	77
第7章	計画の実現のために	
1.	育児の社会化に向けた気運の醸成	79
2.	関係機関等との連携・協働	79
3.	計画の進捗管理	79

資料編

稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱	80
稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿	81

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

進行する少子化に対応するため、本町では平成12年3月に平成16年度を目標年度とする「いなみ子どもいきいきプラン」を策定して、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくりを推進してきました。

しかし、平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」によると、これまで少子化の主な原因とされていた「晩婚化」に加えて、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」という傾向が認められ、今後、少子化が一層進行すると予想されています。現に、平成15年における我が国の合計特殊出生率は過去最低の1.29まで低下しています。

このような中、国は、平成14年9月、これまでの「子育てと仕事の両立支援」中心の取組に、「地域における子育て支援」、「男性を含めた働き方の見直し」などを加え、「子育ての社会化」の考え方を取り入れた「少子化対策プラスワン - 少子化対策の一層の充実に関する提案」を発表しました。また、この少子化対策を迅速かつ重点的に推進するため、国は、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体と事業主に対し、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務づけるとともに、地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部改正」を行いました。

そこで、本町においても、こうした国の動きに呼応し、「いなみ子どもいきいきプラン」の目標年度にあたる今年、その進捗状況等を踏まえつつ、より総合的、計画的に、また行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員がそれぞれの立場で少子化時代の子育て環境づくりに取り組むべく、ここにその指針としての「いなみ子どもいきいきプラン2005」を策定することとしました。

2. 計画の性格と位置付け

この計画は、平成12年3月策定の「いなみ子どもいきいきプラン」の進捗状況等を踏まえ、その改定を兼ねて、より総合的な子育て支援計画として策定する稲美町版「次世代育成支援対策の実施に関する計画」(次世代育成支援対策推進法第8条第1項)で、その内容において「健康いなみ21・健やか親子21計画」の「健やか親子21」に係る取組を包含するものです。

また、この計画は、町が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものであり、家庭における子育てを中心に、行政、企業・職場、学校、地域団体など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示しています。

さらに、この計画は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、「第4次稲美町総合計画」等、既存の各種関連計画とも整合性を図りました。

3 . 計画の期間

この計画は、平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする10か年計画とします。ただし、数値目標については、前期（平成17～21年度）のみ設定することとし、後期（平成22～26年度）については中間年度の平成21年度に前期の進捗状況とその成果を検証し、設定を行います。

4 . 計画の基本理念

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

子どもは、次代を担うかけがえのない存在です。子どもたちが、あるがままの一人ひとりとして愛され、生命が大切にされ、心身ともに生き生きと健やかに育ち、主体的に考え、判断し、行動できる力、感動できる心をもつことは、親のみならず、町民すべての願いです。児童憲章や児童福祉法でも、その理念において、すべての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。

もちろん、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることは言うまでもなく、この計画では、それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めてもらうとともに、それを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己実現できるまちをめざします。

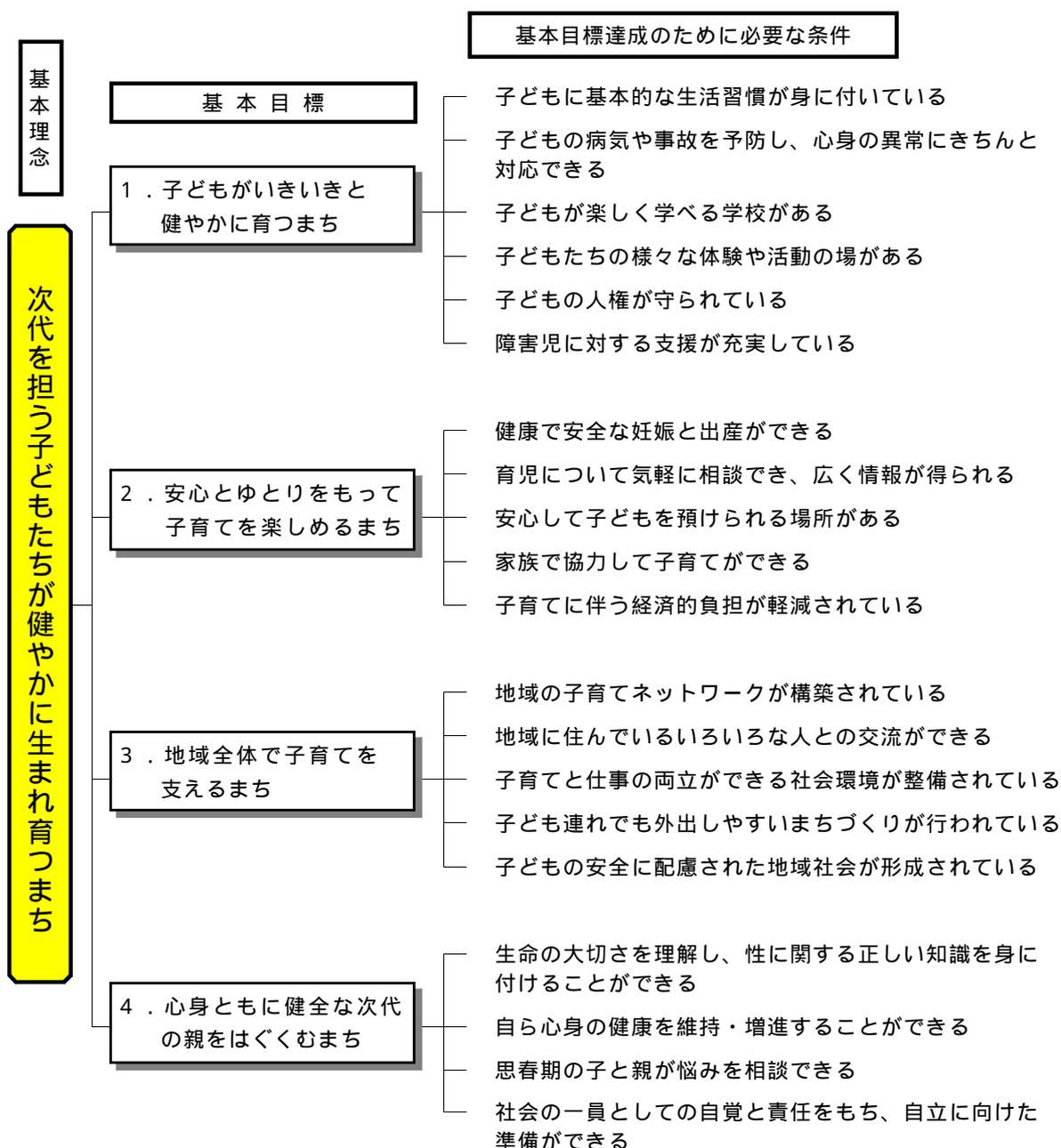
5 . 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、町と町民がめざすまちの姿を、子ども、子育て家庭、地域社会、次代の親という4つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

- (1) 子どもがいきいきと健やかに育つまち
- (2) 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまち
- (3) 地域全体で子育てを支えるまち
- (4) 心身ともに健全な次代の親をはぐくむまち

6 . 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第3章以降、その条件とそれに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を測定するための評価指標と目標値を設定します。



7. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童のいる世帯及び小学校児童のいる世帯を対象に「子育てに関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

○アンケート調査の実施概要

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者	町内在住の就学前児童をもつ保護者	町内在住の小学校児童をもつ保護者
調査方法	郵送配付・郵送回収。	小学校を通じて配付・回収
調査期間	平成16年2月5日～19日（調査基準日：平成16年2月1日）	
配付数	1,409 件	1,470 件
回収数	881 件	1,304 件
回収率	62.5 %	88.7 %

(2) 稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会の設置

計画案を検討する場として、「稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会」を設置し、平成16年9月から平成17年3月まで計6回の審議を行いました。

この委員会には、子育て中の保護者の代表、子育て活動関係者や学識経験者のほか、公募による住民代表や民間企業の関係者にも参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

(3) 稲美町次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチームの設置

上記アンケート調査票の設計や策定委員会に提示する計画素案作成のため、庁内関係部局の代表者12名で構成する「稲美町次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム」を設置し、平成16年1月から計4回の意見交換を行いました。